

豊橋技術科学大学同窓会会則

第1章 総則

第1条 本会は、豊橋技術科学大学同窓会と称する。

第2条 本会は、本部を豊橋技術科学大学内に置く。

第3条 本会は、会員相互の親睦を図り、豊橋技術科学大学の発展に寄与することを目的とする。

第2章 事業

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員名簿（正会員連絡先）の管理
- (2) 会報の発行
- (3) 総会の開催
- (4) 会員相互の交流支援
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要とされる事業

第3章 会員

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 豊橋技術科学大学にかつて学籍を置いた者
- (2) 準会員 豊橋技術科学大学に現在学籍を置いている者
- (3) 特別会員 豊橋技術科学大学の現職及び退職教職員
- (4) 賛助会員 本会の目的を賛助する個人または法人で、役員会または総会において推薦された者

2 本会会員は、その所在を変更の都度、本会に通知する義務を負う。

第4章 組織

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 名誉顧問（豊橋技術科学大学学長）
- (2) 会長 1名
- (3) 副会長 2名
- (4) 幹事 原則として各系2名（再編前の系組織からは最低1名）
- (5) 顧問 若干名

第7条 本会役員の出選は、次の各号に定めるところにより行う。

- (1) 名誉顧問は、現豊橋技術科学大学学長とする。
- (2) 会長、副会長は、正会員のうちから役員会が推薦し、役員会の決議を経て選任する。
- (3) 幹事は、正会員のうちから役員会が推薦した者及び会長の委嘱による者とする。
- (4) 顧問は、役員経験者もしくは特別会員のうち役員会において推薦された者とする。

第8条 本会役員の出選は2年とする。但し留任は妨げないものとする。

第9条 本会の議決機関として役員会及び総会を開催する。

第5章 役員

第10条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。副会長2名のうち、1

名は庶務責任者として役員会や総会等の開催の責務を負う。

3 幹事は、役員会において意見を述べ、また会務を分掌して本会運営の責務を負う。

4 名誉顧問および顧問は、本会の運営について助言を与え、会長の要請に応じて本会の会務に出席し意見を述べるができる。

第11条 幹事は、本会の次の具体的な業務の実行を担当する。

- (1) 事務局・総会等の庶務運営
- (2) 会計
- (3) 会報の編集、発行
- (4) 交流支援・名簿管理システムおよび電子情報の管理
- (5) 会員名簿の更新管理、および会員相互の交流親睦の支援
- (6) 各系の同窓会組織の代表
- (7) 海外同窓会活動の総括（海外支部）

2 (1)～(5)の業務担当は系毎に割り当て、1年毎に順送りしながら遂行することを原則とする。

3 (6)、(7)は任期一年で再任を妨げないものとする。

4 各々に責任者を定めて業務を遂行する。

5 業務は必要に応じて、役員会の承認を経て外部への委託・委嘱することができるものとする。

第6章 役員会

第12条 役員会は、第6条に定められた役員のうち、会長、副会長、幹事により構成される。

第13条 役員会は、会長が招集し、庶務責任者の副会長が開催の責務を負う。

第14条 役員会は次の事項を審議する。

- (1) 本会の事業の運営に関する事項
- (2) 事業報告及び決算報告
- (3) 事業計画案及び予算案
- (4) 賛助会員の推薦に関する事項
- (5) その他、本会の運営に関する議案

第15条 役員会は構成員の過半数の出席をもって成立する。

2 役員会に出席できない構成員は、他の構成員又は議長に表決を委任することができ、これにより役員会に出席したものとみなす。

3 役員会の議長は会長が務める。

4 役員会の議決は、役員会出席者の過半数の賛成を必要とし、可否が同数のときは、議長が決める。

第7章 総会

第16条 総会は、定期総会と臨時総会とし、会長が招集し、役員および正会員により構成される。

2 定期総会は、毎年開催することを原則とする。

3 臨時総会は、会長が、その必要を認めた時、開催する。

4 会長は、総会を召集するとき、少なくとも4週間前までに文書または電磁的方法で正会員に通知しなければならない。

第17条 総会は次の事項を審議し、承認または議決する。

- (1) 会則の制定・改廃
- (2) 前回総会以降の事業報告及び収支決算案
- (3) 事業計画及び収支予算案
- (4) その他、本会の運営に関し重要な事項

第18条 総会は役員3分の2以上の出席をもって成立する。

2 総会に出席できない構成員は、議長に議決を委任することができ、これにより総会に出席したも

のとみなす。

3 総会の議長は会長が務める。

4 総会の議決は、総会出席者の過半数の賛成を必要とし、可否が同数のときは、会長が決める。

第8章 会計

第19条 本会の運営に必要な経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。但し、必要に応じ、役員会での議決、総会での承認を得て臨時費を徴収することができる。

第20条 本会の正会費は、次のとおりとする。

(1) 入会金 5,000 円

(2) 終身会費 10,000 円

2 会費の納入は入学時に一括して行い、本会で管理する。在学中は、準会員としての資格を得る。

第21条 既納の会費は原則として返納しない。但し、準会員が、卒業もしくは修了以前に学籍を離れる場合に限り、半年以内に請求があれば、返納する。その場合、会員資格を失う。

第22条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月末日に終る。

第23条 本会の収支は予算に基づいて執り行う。予算は、年度毎に役員会への事業計画の提出を受け、総会での審議・承認を経て決定する。

2 会計を担当する役員は、会計年度終了後、速やかに決算を行い、監査を受けなければならない。

第9章 会計監査

第24条 会計監査の担当は、本会役員以外が行う。

2 会計監査は、年度毎に会計業務に係る収支の状況等を監査し、その結果を総会に報告し承認を得る。

3 会計監査は、役員会に出席し、必要に応じて意見を述べるすることができる。

第10章 会員名簿

第25条 本会の会員名簿（正会員の連絡先、以下、会員名簿）を適切に更新管理し、個人情報の保護のもと、本会の目的である会員相互の親睦と豊橋技術科学大学の発展に有効活用するために、「会員名簿の管理と利用に関する規約」を別途定め、この管理規約にもとづき管理利用するものとする。

第11章 雑則

第26条 本会会則の改訂は、役員会の議決を経て総会の承認を必要とする。

第27条 本会会則施行に必要な規約ならびその他必要な事項は、役員会の議決を経て会長が定める。

付則

平成4年12月19日の総会において会則改定の承認を得て、平成4年12月20日から施行

平成4年度及び5年度在学学生は、第20条における会費の納入を卒業、修了時に一括して納入する。本会則は、平成26年8月30日の総会において、会則改定の承認を得て、平成26年8月31日から施行する。

豊橋技術科学大学同窓会 「会員名簿の管理と利用に関する規約」

(平成25年10月制定)

1. 本会の会員名簿（正会員の連絡先）を適切に更新管理し、個人情報の保護のもと、本会の目的である会員相互の親睦と豊橋技術科学大学の発展に有効活用するために、本規約を定める。
2. 豊橋技術科学大学同窓会では、正会員の以下の項目（以下、情報）を会員名簿として収集・管理する。
 - ・ 学籍番号、氏名、出身系、卒業・修了年、研究室、出身高校・高専、メールアドレス、勤務先名、勤務先住所・電話、自宅住所・電話、帰省先住所・電話
3. 情報は、大学卒業・修了時点の情報を元とし、会員からの申し出により随時更新する。
4. 情報は、同窓会報や総会の案内等、同窓会会員の交流活性等の目的で使用する。また別途覚書を定め、豊橋技術科学大学から同窓生への案内等に用いるために共有・共同管理し活用する。
5. 情報の開示は、覚書にもとづく豊橋技術科学大学とその関連組織への提供、および、会員相互の親睦を図るために連絡を取る目的で会員から開示を希望された場合に限るものとする。開示する場合は、要求者の本人確認と利用目的を役員が確認の上、必要と判断する範囲の情報に限定して、開示するものとする。
6. 開示情報にもとづく会員間の相互連絡など結果、情報の更新が確認された場合には、開示を受けた者は、会員本人の了承を得て同窓会に提供し、会員名簿の情報更新に資するように取り計らうものとする。
7. 個人情報保護に関する基本方針を以下と定める。
 - (1) 同窓会の目的にのみ限り、本規約にもとづいていて個人情報を使用する。
 - (2) 会員の個人情報に関する照会には、法令に基づくものと 4. に基づくもの以外は対応しない。
 - (3) 規約に沿ったものであっても会員が自己の個人情報を他への開示を望まない場合（非開示）や、名簿からの削除を希望する場合は、同窓会への書面による届出により、いつでも将来に向けて変更できるものとする。その届出がない場合は、規約に基づく開示、および役員会が必要であると判断した開示に同意したものとみなす。

付則

この規約は平成25年10月12日の総会承認を経て、平成25年10月13日より施行する。